

岩手県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要領

(目的)

第1条 この要領は、岩手県福祉サービス第三者評価推進事業実施要綱第9条の規定に基づき、評価調査者養成研修等のカリキュラムを定め、評価調査者の養成と資質の向上を図ることを目的とする。

(研修の種類等)

第2条 第三者評価事業に関する研修は、評価調査者養成研修（以下「養成研修」という。）及び評価調査者継続研修（以下「継続研修」という。）の2種類とし、原則として毎年実施するものとする。

(養成研修)

第3条 養成研修は、評価機関に所属する評価調査者（評価調査者の候補を含む。）の養成のため岩手県福祉サービス第三者評価推進事業実施要領第3条第2号アに該当する者を対象に実施するものとする。

- 2 養成研修の標準となるカリキュラム（以下「養成研修カリキュラム」という。）は別添1のとおりとする。
- 3 養成研修は、県が行うもののほか、前項に規定する養成研修カリキュラムの内容と同等であると県が認める研修を含むものとする。
- 4 前項に規定する県が認める研修を行う予定の者は、様式1により県に申請を行うものとする。
- 5 県は、当該申請内容が養成研修カリキュラムと同等の内容であると認められる場合にはこれを承認するものとする。

(継続研修)

第4条 継続研修は、養成研修修了者のうち評価業務に携わる者を対象に実施するものとする。

- 2 継続研修の標準となるカリキュラム（以下「継続研修プログラム」という。）は、別添2のとおりとする。
- 3 継続研修は、県が行うもののほか、前項に規定する継続研修プログラムの内容と同等であると県が認める研修を含むものとする。
- 4 前項に規定する県が認める研修を行う予定の者は、様式2により申請を行うものとする。
- 5 県は、当該申請内容が継続研修カリキュラムと同等の内容であると認められる場合には承認するものとする。

(研修の実施)

第5条 研修は、原則として、全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者を講師として実施する。

- 2 研修の受講者は、1回の研修で定められたカリキュラムの全てを履修しなければならない。
- 3 前項において、災害等やむを得ない事由により研修の一部を受講できなかった者については、その者の受講状況を踏まえ、評価業務の実施に支障がないと認められる場合には、修了したものとみなすことができる。
- 4 研修を修了した者に対して、修了したことを証する書面を交付するものとする。

(その他)

第6条 この要領の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は平成17年10月21日から施行する。

附則

この要領は令和元年8月5日から施行する。

(様式1)

岩手県福祉サービス第三者評価事業にかかる

評価調査者養成研修実施承認申請書

令和 年 月 日

岩手県知事 様

申請者の名称

代表者氏名

印

岩手県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要領第3条第4項の規定により、評価調査者養成研修を実施したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 評価調査者養成研修を実施する部署・連絡先

申請者名	フリガナ	
	申請者	
	代表者名	
評価調査者養成研修に関わる連絡先	研修実施部署 の所在地	
	連絡場所所在地	
	連絡責任者氏名	
	電話・fax番号	
	メールアドレス	

2 添付資料

- (1) 研修計画（研修カリキュラムを含む。）
- (2) 講師の略歴（全国社会福祉協議会主催の評価調査者指導者研修修了書の写し含む）
- (3) 受講料
- (4) その他

(様式2)

岩手県福祉サービス第三者評価事業にかかる

評価調査者継続研修実施承認申請書

令和 年 月 日

岩手県知事 様

申請者の名称

代表者氏名

印

岩手県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要領第4条第4項の規定により、評価調査者継続研修を実施したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 評価調査者継続研修を実施する部署・連絡先

申請者名	フリガナ	
	申請者	
	代表者名	
評価調査者継続研修に関わる連絡先	研修実施部署 の所在地	
	連絡場所所在地	
	連絡責任者氏名	
	電話・fax番号	
	メールアドレス	

2 添付資料

- (1) 研修計画（研修カリキュラムを含む。）
- (2) 講師の略歴（全国社会福祉協議会主催の評価調査者指導者研修修了書の写し含む）
- (3) 受講料
- (4) その他

(別添1)

評価調査者 養成研修モデルカリキュラム

区分	研修課目	形態・時間数	目的	内容
基礎的 研修課程Ⅰ	1. 第三者評価の理念と基本的な考え方	講義・1時間	第三者評価事業の理念や基本的な考え方を理解する。	第三者評価事業について、その必要性や行政による指導監査との違い等について講義するとともに、あわせて福祉制度の動向等について解説を行う。また、医療機能評価や、ISO等、関連分野における評価制度の動向ならびにその考え方に関する講義を行う。
	2. 第三者評価の全体像	講義・1時間 30分	第三者評価事業の動向や「評価調査者養成研修」の位置付け等を理解する。	都道府県推進組織が行う第三者評価事業の目的や枠組みに関する講義を行うとともに、本研修の位置付けならびに評価調査者養成研修の位置付け等について解説を行う。
	3. 評価調査者の役割と倫理	講義・1時間	評価調査者として守るべき倫理や、訪問調査時の留意点を理解する。	第三者評価事業における評価調査者の役割について講義するとともに、評価調査者として守るべき倫理や、求められる調査時の姿勢等に関する講義を行う。
基礎的 研修課程Ⅱ	4. 第三者評価基準の理解と判断のポイント	講義・6時間	都道府県推進組織が使用する第三者評価基準の考え方を理解するとともに実際の第三者評価の方法を習得する。	福祉サービス第三者評価基準の各項目についてその考え方や基準策定の意図等に関する講義を行う。また、実際の第三者評価における判断のポイントについても講義により習得する。
	5. 利用者調査の方法等について	講義・2時間	第三者評価における利用者調査の位置付けを正しく理解するとともに、その方法を学ぶ。	第三者評価における利用者調査の位置付けや意義、その結果の取扱い、さらには実際の利用者調査の方法等について講義を行う。
演習	6. 書面(事前)審査の着眼点	講義および演習・3時間	書面(事前)審査の目的や具体的な方法を理解・習得する。	書面(事前)審査の必要性・目的、ねらいについて解説を行うとともに、実際の方法についてグループごとに「事例研究」を実施する。
	7. 訪問調査の着眼点	演習・4時間	訪問調査における各第三者評価基準の評価判定方法、その着眼点を理解する。	訪問調査における第三者評価基準の評価判定方法、着眼点についてグループにより課題演習、事例検討を行う。
実習	8. 実習Ⅰ	実習・7時間	実際に施設(事業所)を訪問、調査を行うことによって具体的な第三者評価の方法・技術を習得する。	「協力施設(事業所)」を訪問、実際に調査を行うことにより、インタビュー技術等について実習を行うとともに、訪問調査時の留意事項を学ぶ。
	9. 実習Ⅱ	実習・3時間	実習Ⅰの内容を受けて、第三者評価結果のとりまとめについて具体的な手法を習得する。	訪問調査の結果に基づいて評価調査者間で合議を行い、最終的な第三者評価結果をとりまとめるとともに、報告書の作成について実習により実際の技術を学ぶ。
総括	10. まとめ	全体会・2時間	実習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める。	各分科会にてとりまとめた実習の成果を発表し、講師からの講評を行う。とくに、とりまとめ等に対する問題点や課題、書面調査・訪問調査を実施する上での留意事項をあらためて整理する。

(別添2)

評価調査者 継続研修モデルカリキュラム

区分	研修課目	形態・時間数	目的	内容
	1. 第三者評価の実施状況と課題	講義・1時間	都道府県内における第三者評価事業の実施状況や課題、その対応について理解するとともに、福祉制度の動向等について理解を深める。	都道府県内における第三者評価事業の実施状況や事業推進上の課題ならびにその対応について講義を行う。あわせて福祉制度の動向について解説を行う。
	2. 演習	演習・6時間	実際の評価調査者としての取組みをふり返り、他の事例を踏まえながらより良い第三者評価活動を行うための技術や、視点を習得する。	他の第三者評価事例や、事業所における先進的な取組みについてグループワークを行う。
	3. 講評・まとめ	全体会・1時間	演習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める。	各グループにてとりまとめた演習の成果を発表し、講師からの講評を行う。とくに、書面調査・訪問調査を実施する上での留意事項や評価調査者としての姿勢をあらためてふり返る。